

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神保健福祉業務管理システム
行政機関等の名称	群馬県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部こころの健康センター
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳所有者及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者証保有者の台帳管理のために利用する。
記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳保健福祉手帳 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 個人番号、5 保護者氏名、6 保護者続柄、7 保護者住所、8 手帳交付日、9 継続初回交付日、10 開始有効期限、11 終了有効期限、12 障害等級、13 添付書類区分、14 医療機関名、15 病名、16 年金証書記号、17 年金事務所</li> </ul> </li> <li>・ 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 個人番号、5 保護者氏名、6 保護者続柄、7 保護者住所、8 受給者証交付日、9 開始有効期限、10 終了有効期限、11 階層、12 重度かつ継続、13 添付書類区分、14 主病名、15 副病名、16 保険種類、17 生保管轄事務所、18 保険者名、19 保険証記号番号、20 医療機関名</li> </ul> </li> </ul>
記録範囲	申請書の提出者
記録情報の収集方法	本人が提出する申請書

要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	■含む      □含まない	
記録情報の経常的提供先	■有（他都道府県及び政令指定都市）      □無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)・群馬県 生活こども部 県民活動支援・広聴課 情報公関係 ・群馬県 健康福祉部 こころの健康センター 手帳・自立支援係	
	(所在地)・〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1 ・〒379-2166 群馬県前橋市野中町 3 6 8	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ----- 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有    □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	□該当      ■非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
備 考	